

清末小説から 90

2008.7.1

「官場現形記」裁判の真相.....樽本照雄 1

晩清小説作者扫描(拾伍).....武 禧19

November Joeの中国語訳(下).....渡辺浩司22

清末小説から21、27

すでにお気づきかと思いますが、本誌は前号よりワープロソフトを変更しております。活字の受け渡しに不具合が生じるのですからどうしようもありません。誰も知らない松から新松、一太郎をへてアメリカ製というのも時代の流れでしょう。やっている内容には変化はありません

清末小説研究会 日本〒520-0806 滋賀県大津市打出浜 8 番4-202 樽本照雄方

「官場現形記」裁判の真相 日本を装った海賊版

樽本照雄

李伯元「官場現形記」は、当時の読者から大いに歓迎された。

『世界繁華報』紙上で連載がはじまったのは、1903年からのことだ。新聞掲載の12回分をまとめて初編単行本が出版される。初編、続編とくりかえし、五編60回というように刊行された。

人気があったことは、新聞連載途中から海賊版が出てきたことからわかる。利益を追求する業者が出現したのだ。目をつけられるくらい、また話題になるほどの売れ行きだったということができよう。

『官場現形記』の海賊版だから、関係者は黙ってはいない。2度問題にした。李伯元は生前に裁判に訴えたし、彼の死後には親族と欧陽鉅源のあいだで談合が持たれている。ただし、前者の裁判については詳細が長らく不明だった。

「官場現形記」裁判についての手がかりは、短い文章がひとつだけある。『新小説』第2年第8号(刊年不記)に掲げられた「新笑史」だ。『中外日報』に裁判の記事が掲載されたことをいう。新聞記事から原文「問官断得此書、燬謗官場、歴歴如絵」を紹介している。それだけの

こと。

わざわざ『中外日報』という紙名をあげているのだから、裁判は確かに行なわれたらしい。だが、審議の具体的な内容がわからない。そもそも記事が掲載されたという新聞の月日が書かれていない。

私はそれを視野に入れて考えた。ところが、日本のある研究者は次のように書いた。「……期日の記載すらない雲をつかむような話であった、本来論文で扱うべきものではなかった」^{*1}。

私は、この記述を見て研究姿勢の違いを痛感したのだ。その人は、不明だから無視するのが当然だという。だが、私は、詳細は不明だけれどもその事もふくめて考えようと思う。その時点でいちばん合理的な解釈をさがす。新しく資料が出てきたときは、また考え直せばいい。これが私のやり方だ。

一般にあって、清末小説に関する資料は、それほど多くはない。どんなにわずかであろうが見逃すわけにはいかない。「扱うべきもので」あるからこそ、断片にせよ資料集に収録されている。例の研究者は、そのことを理解しなかった。

わずかでも手がかりがあり調査できるものならば、何かはわかるのではないかと。私はそう考えて実行するが、ほとんどが失敗に終わる。日本でいくら調査研究と唱えても限界がある。それほど簡単なことではない。

情況証拠から、裁判が行なわれたのは言われている1905年八月ではなく1905年十一月以前だと私は推測した。逆に範囲をひろげたことになる。それだけでは

あまりに漠然としている。期間を絞ることができない。上海図書館までおもむいて調査はしたが、対象の範囲が広すぎた。また、私の努力も不足していたらしく該当の新聞記事を探し当てることはできなかった。

詳細がわからないまま、それから数年が経過した。気がついてみると論文が発表されており、『中外日報』そのほかに関連広告を見つけたという。私ができるのはこのままでのない。

新しく利用できるようになった資料もある。私は調べ直すことにした。その結果、該論文が言及していない新出資料を盛り込んで本稿を「『官場現形記』裁判の真相」という。

にたような事があるから不思議に思う。私が長く関心を持ち続けているいくつかの課題について、追跡検証する論文が中国で同時に発表されているからだ。それも同じ学術雑誌の同じ号に掲載されているので興味深い。それらは新聞を資料に利用したところが共通している。私が以前から採用している方法と同じだからおもしろく感じる。

ひとつは、『繡像小説』問題の文章だ。これについては文章を別に発表した^{*2}。

本稿で紹介するのは、海賊版『官場現形記』に関する論文である。劉穎慧「李伯元《官場現形記》版權訴訟始末」(『華東師範大学学報(哲学社会科学版)』第38巻第3期2006.5.15)という^{*3}。

まず、問題の所在を明らかにしておく。

海賊版『官場現形記』はどれか

前述のとおり海賊版『官場現形記』が出てきたことに対して裁判が行なわれた。李伯元の生存中のことだ。

裁判になった海賊版がどれかを推測することが、まず必要だった。不思議に思われるかもしれない。それすら明確にされてはいなかった。複数の候補をあげることができるほどに、逆にいえば人気があったことになる。

可能性がある海賊版のうち、私はつきつめて次の2種類に絞った(書目番号は省略)^{*4}。

日本知新書本 日本吉田太郎著
光緒三十年六月

粵東書局増注絵図本 光緒三十年十一月

表示によれば、両者ともに1904年に刊行されている。李伯元は、それらを自分の目で確認しているはずだ。関連して説明すると、本体の「官場現形記」そのものは、『世界繁華報』に連載が続いている。また、単行本としては続編(第13-24回)が出版されていると考えられる。続編刊行の年月が明記されていないから不確実な書き方にならざるをえない。

の日本知新書本は、私の手元にある。見れば、発行責任者の名前などの記載がない。それは、当時の慣習だ。また、出版社の住所も記載していない。これでは訴えようがないではないか。だから、裁判の対象になる可能性は低いと思った。また、李伯元死後に関係者のあいだでもたれた「官場現形記」出版についての談

合があったことは述べたとおりだ。当時の私は、裁判とその談合を関連づける方向で考えていた。

ゆえに、以上を総合すると次のようになる。すなわち、海賊版裁判はの粵東書局増注絵図本が有力候補であり、その結果は和解がいちばんありそうだ。

いくつかの事実をならべて、総合的に判断した。だが、この推論は、いま修正を必要とする。

結論を先にいう。裁判は実在した。訴えられたのは、の日本知新書本だった。

あらためて私は驚く。発行元の住所も明らかにしていない出版物である。しかも、日本と日本人を標榜しながら、奥付には年号の「明治」も明示せず「光緒」のみを印刷しており、あきらかに中国人が刊行した海賊版だ。これが、いかなるいきさつで訴えられ、その結末はどうなったのか。

新聞広告

劉穎慧論文が提出した新しい資料を紹介する。

劉は、当時の新聞を調査しそこから以下の新聞広告を複数探し当てた。時間順に掲げ、私が便宜的にaからeまで記号をつける。海賊版に関係する部分のみを劉論文から抜き出して示す。それぞれについての説明はあとで行なう。また、関係資料は、のちに写真版でまとめて掲げる。

世界繁華報館の広告

a : 『新聞報』1904.9.2(光緒三十年七

月二十三日)

「……稟准捕房查辦各書莊，幸勿誤収被累」(40頁)

b: 『新聞報』1904.11.8(光緒三十年十月初二)

「……書經存案，翻刻必究，前有日商朝日洋行出售洋装翻刻本，蒙日本領事論令停売，並函請會審，分府黃司馬將托銷之席粹甫伝案嚴訊，並此附聞」(40頁)

知新社の広告

c: 『中外日報』1904.11.15(光緒三十年十月九日)

「洋装官場現形記每編一元 / 是書每編洋装一大本，墨色精良，紙質堅厚，印刷清楚，装訂精緻，以供喜読是書者置放書案，益壯觀瞻，每編售洋一元，各書莊均有代售，以便就近購閱。批發另議。欲批者祈与本社經理人席粹甫接洽可也。存貨無多，幸勿失之交臂。 知新社主人弼本氏啓」(40頁)

世界繁華報館の広告

d: 『新聞報』『時報』1904.11.22(光緒三十年十月十六日)

「世界繁華報館特別告白 / 翻印《官場現形記》者看看看 / 出售翻刻《官場現形記》之席粹甫前因抗伝不到，經公堂出票拘提，昨日解奉，會審憲判席粹甫先枷三天。特此布告，各書坊宝号幸勿誤售受累是盼」(41頁)

e: 『中外日報』1904.11.22(光緒三十年十月十六日)

「出售翻刻《官場現形記》之席粹甫前

奉公堂伝訊，抗不到案，即蒙出票拘提，昨早由捕房解当奉，會審憲判席粹甫抗伝枷三天」(41頁)

劉穎慧が探し当てた以上の新聞広告が、従来は不明であった海賊版裁判の一端を明らかにしている(後述)。句読点、カッコなどは、原文についているわけではない。注記はないが劉がほどこしたのだろう。記号をつけたままで引用した。

以上5種、ほぼ同内容のもの(dとe)があるから実質4種の広告を読み、順を追って考えると基本的なことがわかる。

まず、全体的なことをいう。知新社本が裁判の対象になっていた。また、裁判が行なわれたのは1904年11月だと判明したことも重要な手がかりになる。調査時期を大幅に絞り込むことが可能になった。従来は不明であったこれらのことを劉穎慧は明らかにした。新しい資料も出さずに批判する人にくらべれば、研究者としてどれだけ良質であるかいうまでもない。

劉が成果をあげたことを認めたくて、不足することをいくつか先に指摘しておく。批判しているのではない。事実をのべているだけだから、誤解のないようにお願いしたい。

ひとつは、『中外日報』の報道記事そのものを掲げていない。上に引用したように広告だけだ。広告が出ているということは、裁判についての報道がなされているはずだが、それへの言及がない。その記事はもともたらないのか。それとも、

劉が気づかなかっただけなのか。そこがよくわからない。丁寧な調査を行なっている印象が強いだけに、私は不思議に思う。

もうひとつは、せっかく知新社という出版社を明らかにしながら、その知新社本『官場現形記』についての説明がない。そういえば、中国の研究者が知新社本『官場現形記』の詳細を説明する文章を私は読んだことがない⁵。従来からそうなのだ。中国では見ることがむづかしい版本になるらしい。

みつめに、知新社本以外にも海賊版の候補としてあげるべきものがあることを劉穎慧は書いていない。具体的にいえば、粵東書局増注絵図本だ。それをどう考えるのか、劉の意見を聞きたいところだ。

本題に入る前に、海賊版にまつわる基礎的な知識を確認しておこう。

海賊版を取り締まる法律は、当時の中国にあったのか、という当然の疑問がでてくる。

一般に言えば、「大清印刷物件專律」は、1906（光緒三十二）年に商部巡警部学部会同鑑定となる。また、「著作権章程」（または「大清著作権律」）の公布は、1910（宣統二）年だ⁶。

ところが、いま問題にしている『官場現形記』の海賊版刊行は1904年であって、それらの法律が成立する以前のことなのだ。では、海賊版については野放しだったのかといえば、そうではない。上海という租界だからこそ著作権をめぐる訴え訴えられるという裁判が行なわれ

ている⁷。ただし、著作権裁判といっても、外国人が関係してはじめて成立するような時代と場所だった。

まず、上の広告を検討することからはじめる。裁判制度についても必要に応じて触れる。

新聞広告の検討

a から見ていこう。

世界繁華報館の広告だということは、李伯元が書いたものと考えてよいか。ただし、欧陽鉅源である可能性もある。どちらかに決める資料が、今はない。

「翻刻した各書店を調べて処罰するよう警察に許可済みである。誤って買い入れ迷惑をこうむることのないように」とある。

ここでいう翻刻とは、2種類が考えられる。もともになるのは、世界繁華報館本の活版印刷線装本だ。ひとつは、原本にもとづいて筆写し石印版で印刷発行する。もうひとつは活版で組み直して刊行する。著者、出版元の許可を得なければ、それが海賊版となる。もし、許可を得ていれば海賊版にはならない、という簡単な理由だ。わざわざ分かりきったことを書くのは、粵東書局増注絵図本を念頭においているからだ。

劉穎慧は、この広告を根拠にして訴訟の開始だという。時期は広告掲載の前後になる。

ただし、私がここで注目するのは、海賊版の発行元を明らかにしていないところだ。前述のとおり、海賊版は複数存在する。この広告では、出版社を名指しし

ていない。ということは、広告 a は、複数の海賊版刊行販売者に対する李伯元からの警告にすぎないようにも思われる。それと同時に、各書店が被害者とならないようにも呼びかけた。だが、私から見れば、警告だとしてもあいまいなものだ。海賊版の発行元が明記されていなければ警告の意味がないのではないか。

b は見るとおり、1904年11月8日付『新聞報』の世界繁華報館広告が、海賊版裁判に言及している。

「書経存案，翻刻必究」は、奥付（漢語では版權頁）に見かける。決まり文句だ。日本語になおせば、「登記済み、翻刻厳禁」ということになる。

突然、具体的な固有名詞として日商朝日洋行と席粹甫の名前が出ている。担当する裁判官は、黄というらしい。当時の『申報』を見ると裁判官に黄耀宿という名前の人がいる。同一人物だろうか。参考までに記しておく。

日本の朝日洋行が『官場現形記』の洋装翻刻本、つまり海賊版を売り出した。ここの「洋装」とは、現在の漢語でいう「平装」を意味する。世界繁華報館本が、中国伝統の線装本であるのに対比させている。

朝日洋行という名称からわかるのは貿易商だ。以上の広告からのみ見ると、日本の朝日洋行が海賊版を席粹甫に委託販売させたと読める。

これでは詳細がわからない。朝日洋行あるいは知新社が、日本で海賊版を印刷し中国に運び込んで販売したのだろうか。疑問が残る。

「日本領事に販売停止処分にしてもらい、あわせて会審に書面を提出して……」とはどういう意味か。

ここにでてくる会審とは、租界で発生した事件をあつかう裁判所だ。

裁判といっても租界のことだから国籍が問題になる。人に関するばあい、外国人が関与すれば当該国の領事が出てくる。中国人どうしの案件ならば領事は無関係だ⁸。

日本の貿易商朝日洋行が関係していると考えられるので日本領事が登場する。しかし、奇妙だという指摘があっても不思議ではない。日本領事が出てきて日商朝日洋行に対して販売停止処分をするだろうか。つまり、日本領事が日本の貿易商を攻撃し、李伯元、すなわち中国人の権益を守ろうとしていることになる。奇妙である。日本人を保護するために日本領事館が存在するのだから、ここはウソでも朝日洋行を弁護して当然ではないか。日本人が中国人を守るはずがない、と普通は批判するところだろう。くりかえす。日本領事が日本の貿易商に制裁を加えるのは、おかしくはないか。だが、世界繁華報館の広告には、そう書いてある。

世界繁華報館の広告には日本知新社という発行元が出ていない。普通は名前をだして非難するだろう。ゆえに、おかしいと思う。広告だからわざとあいまいにしているのだろうか。逆に、広告だから強調してもいいように感じるのだが。このままでは疑問を残すほかない（後述）。

朝日洋行は、いかにも日本の貿易商にありそうな名前だ。ところが、実際にそ

れが存在したかとなると確認できない。

たとえば、『上海指南』（商務印書館宣統元年（1909）五月初版／七月再版）にはない。黄光域編『近代中国専名翻訳詞典』（成都・四川人民出版社2001.12）は、外国の会社も多数を収録しているが、これにも見えない。また、王垂芳主編『洋商史 上海：1843-1956』（上海社会科学院出版社2007.7）が、上海における外国商人の起源と消失の歴史を9篇37章にわたって述べる。その附録2に「1843-1949年上海洋商企業名録」がある。日本商を643軒⁹と多くの会社を収録している（イギリス商634軒、アメリカ商366軒ほか）。だが、こちらにも朝日洋行は記録されていないのだ。ただし、確認できないだけで存在していた可能性を私は否定しない。

この広告で目をひくのは、朝日洋行および席粹甫という固有名詞をあげている点だとくりかえす。ということは、人物はすでに特定されている。広告aでは名前をあげていなかった。李伯元らは、どこから探し出してきたのか。上海で販売されている海賊版だから、関係者については自然にわかるものなのか。その具体的な説明は、ない。

この時点で席粹甫は逮捕されていないことにも注目しておきたい。なぜなら、その前段階になる召喚されるだろう、と書いてあるだけだからだ。

cの知新社広告が興味深い。

bで見た世界繁華報館の広告では、席粹甫を召喚して厳しく尋問するとあった。ところが、訴えられたはずの知新社が販

売広告を打っている。しかも、一週間後の新聞広告だから、裁判所からの召喚を無視しているとわかる。広告でも裁判のことは、なにも触れていないのが大胆だ。ただし、訴えられています、とは書かないのが当たり前か。それにしても、おかしな成り行きである。

「毎編一元」というのは、初編、続編とつづいて刊行していると読むことができる。だが、裁判を抱えたままで続けて刊行できるとも思われぬ。私の見ている知新社本は初編のみだ。

引用した新聞広告には、「知新社主人弼本氏啓」と表示される。「

」が原文のとおりなのかどうかは知らない（後述）。また、「弼本氏」とあるのは、なんのつもりだろうか。姓が「弼本」で名前が「氏」だという意味か。そのような日本人がいたとは考えられない。当時、小説の筆者として、たとえば「引年氏」などはある。だが、自分に「氏」をつけて新聞広告を出すのは日本人の習慣ではないと思う。

知新社の広告cでは、前述のとおり朝日洋行に言及しない。「弼本氏」はあり得ない。広告の文面から理解できるのは、上海において『官場現形記』を洋装本で刊行し、販売の責任者、すなわち支配人が席粹甫だということのみ。

席粹甫が逮捕されたことを宣伝するのが、世界繁華報館の特別広告dとeになる。

席粹甫は召喚を拒否して出頭しないため、裁判所は逮捕状をだし拘引した。裁判所は、席粹甫をまず首かせ三日の刑に

処した [先柳三天]。

広告 e では「柳三天」とある。劉穎慧はその両方を見て、最終結論は「柳三天」だったのだろうと推測している(41頁)。

広告には、興味深い変化がある。「知新社主人弼本氏」はどこにいったのか。ひとことの言及もないではないか。それをいうなら、日商朝日洋行も同じだ。どこかに消えてしまった。また、日本の上海領事も姿がなくなった。これらはなにを意味するか。

注3で触れた陳大康「歴史的小説盜版案」が、それに関して疑問を提出している。

すなわち、処罰されたのが「支配人席粹甫」だけであり、法人である日本人の「知新社主人弼本氏」はまったく無傷であるのはなぜなのか。(李伯元にとっては)裁判には勝ったもののいくらかふがないものである [有点窩囊]、と。日本人が処罰されていないのが陳大康には特別に不満であるらしい。彼は、この海賊版は日本人が制作販売したと信じて疑わないからだろう。広告だけを見ているとそういう感想がでてきてもおかしくはない。

以上の新聞広告から、「官場現形記」裁判の存在と大筋がわかったような気がする。だが、細かく見ると、いくつかの疑問が未解決のまま残ってしまう。その分、資料不足といわざるをえない。

複数の疑問が生じるからさらなる調査が必要となる。自分の手で追跡すれば、資料の確認と同時に何かにぶつかるかも

しれない。

ということで、以下が私の調査とその説明になる。新しい手がかりが提供されたので、私は数年ぶりに調査を再開した。

調査研究を再開する

私が調べた結果は以下のとおりである。

資料を発表の時間順に番号をつけてならべた。前出の新聞広告 a - e と重複するものにはその旨の注釈をつける。別に写真版を掲げたのでそれについての解説を兼ねている。

資料1：世界繁華報館広告『時報』
1904.9.2

世界繁華報館の広告である。a と同じものであることを確認する。『官場現形記』の海賊版を作成販売している複数の出版社に警告を發したように見える。特定の出版社を目標にはしていないところが、どうにもあいまいだ。

私の所蔵する知新社本『官場現形記』は、説明したように住所も発行責任者の名前もない。出版社の名前があるだけだから訴えようがない。ならば、李伯元にできることといえば新聞広告で警告するくらいか。ただし、出版社名をあからさまにしてもよかったように思うのだが、そこまでは踏み切っていない。この広告から私が読みとるのは以上のことだ。

資料2：知新社広告『中外日報』
1904.10.15

知新社の広告である。これこそが海賊

資料 1 『時報』1904.9.2

奇文 快文 妙文

官場現形記三編出版

初編一圓 二編一圓 三編一員

此書專敘中國官場醜態窮形盡相鉅細靡遺第三編尤出色
君且是書遠遊離職亦可見其感發人之深矣他如官場貪婪
武補婚家庭詭詐實為此書第一異影今已出版每部大洋一元
編二元續編一元稟准補房查辦翻刻各書莊幸勿誤收被累處上
大馬路泥城橋東億錦里一弄世界繁華報館啓

210

資料 2 『中外日報』1904.10.15

上海

洋裝官場現形記

初編一元 二編一元 三編一元

是書每編洋裝一大本紙張堅厚墨色精良筆畫清楚裝訂精緻早已出版銷售現今在領事衙門備案准本社出售并禁止他人冒牌仿造如有假冒本社牌號仿造洋裝式樣查出即稟提究不貸各書莊如欲分售及零躉批發祈至本社面訂可也東京金港堂與本社訂定該堂出版各書本社今為分售處此佈

上海四馬路大新街日商朝日洋行知新社發行所啓

版裁判の経過を理解するうえの鍵だとい
っていい。劉穎慧論文には、残念ながら
言及がない。全文を以下に引用する。

洋装官場現形記 / 初編一元二編一
元三編一元

是書每編洋裝一大本紙張堅厚墨色
精良筆畫清楚裝訂精緻早已出版銷
售現今在領事衙門備案准本社出售
并禁止他人冒牌仿造如有假冒本社
牌號仿造洋裝式樣查出即稟提究不
貸各書莊如欲分售及零躉批發祈至
本社面訂可也東京金港堂與本社訂
定該堂出版各書本社今為分售處此
佈 上海四馬路大新街日商朝日洋
行知新社發行所啓

「洋装」をうたい文句にしているのが
特徴だ。線装本との差別化をはかった。

もとの世界繁華報館本は、活版線装本
だ。判型は小さく活字は大きいから分冊
になっている。知新社本は、判型を大き
くして活字を小さく組んで洋装本だ。簡
単にいえば、ページの表裏に活字で印刷
してある。12回を収録し1冊本である。

該書は上海で販売されたにもかかわら
ず、実物を見ている研究者はほとんどい
ないらしい。ならば、もう少し説明して
おこう。

知新社本『官場現形記』は、樽本編
『官場現形記資料』（清末小説研究会
2003.6.1。清末小説研究資料叢書4。46-
47頁）に表紙、扉、序（3頁）、奥付を
掲げておいた。今回、原本よりそれらを
あらためて複写しなおし、目次と本文冒

頭1頁を追加する。

「序」は茂苑惜秋生(歐陽鉅源)のものだ。ただし、最後部分を削除したのは、そこに該作品の著者である「南亭亭長」(または南亭。李伯元のこと)について言及する部分があるからだと考える。なにしろ知新社本では、著者は「吉田太郎」ということにしている。南亭亭長を吉田太郎と置き換えればいいようなものの、そうはしていない。それはいかにも無理である。

奥付は、「光緒三十年五月印刷 / 光緒三十年六月発行 / 著者 日本吉田太郎 / 発行所 日本知新社 / 印刷所 日本知新社」となっている。

日本と日本人を強調している点にご注目いただきたい。

ただし、今、その知識は傍らに置いて上の広告のつづきを読むことにしよう。

「領事館において登記し本社の発売許可を得ており、他人が偽造することを禁止する。本社商標を冒し洋装方式を模造するものがあれば追究して許さない」

洋装本刊行の権利を独自に主張している。しかも、東京金港堂と取り決めて該社の書籍を販売するとも述べる。広告主は、「上海四馬路大新街日商朝日洋行知新社発行所」だ。日本の貿易商朝日洋行の知新社発行所ということになる。住所を明記しているのも新しい。

実在する金港堂を出したのがこの広告の巧妙なところだ。

日本の金港堂と上海の商務印書館が合併したのは、前年の1903年のことだった。商務印書館は、日中合併会社となっ

た。当時、それを知っている中国人は多くない。商務印書館が、金港堂と合併した事実を隠したからだ。表向きは、書籍の代理販売を行なうと宣伝した。合併のことは公表されないのだから一般にはわからない。ところが、知新社の関係者は、その事情も知ったうえで金港堂の名前を利用したと思われる。

この広告によって知新社の存在が広く知られるようになった。ただし、知新社が海賊版の製造元であることは、のちの裁判によって判明することである。この時点で知られている事実ではない。

当時の一般読者には、どう見えるか。

日本東京の金港堂と結びついていることを公言し、「日商朝日洋行」を前面に押し出した知新社は、あきらかに日本人が経営する出版社ということになる。知新社本を手にした人も、その表示を見て日本人が刊行したと考える。

当時の人々は、この知新社の新聞広告を読んで世界繁華報館と同じことを書いていると思ったのではなかろうか。海賊版を禁止するというのだ。まさか、この知新社そのものが海賊版業者だとは気がつかない。世界繁華報館と提携した日本の出版社かと考えてもおかしくはない。

洋装本を売り文句にして独自性を強調している。海賊版を許さないとも主張する。日本人が刊行していると宣伝しているのだ。

海賊版制作販売者に警告をあたえたように見える世界繁華報館の広告だった。それを逆手にとっている。今、私たちは海賊版だと知っているからこの知新社の

広告を見れば、盗人猛々しいと感じる。だが、海賊版制作販売者の手口としてはきわめて斬新である。海賊版がほかの海賊版を許さない、というのだ。前代未聞ではないか。

知新社は、明治期の日本では複数が実在していた出版社である。それぞれが、新聞、法律書、俳諧雑誌などを出している。各社に関連はない。「温故知新」からとって、温故堂とか知新社を名乗るのは、別に珍しいことではないだろう。だが、日本に実在するそれらのうちのある出版社が、上海にまで出かけて行って『官場現形記』を印刷発行するだろうか。あるいは、日本で印刷発行した『官場現形記』を朝日洋行が上海に輸入し販売したと考えるだろうか。

一見、非常に巧妙である知新社の新聞広告である。ところが、よく考えれば以上のようにつじつまの合わない奇妙な広告なのだ。

資料 3 : 知新社広告『中外日報』
1904.11.5

劉穎慧論文でいう広告cと同じ。ただし、劉が示す11月15日の『中外日報』には、該当する広告は掲載されていない。cには「ママ」と示した。同紙の冒頭に世界繁華報館が『官場現形記』三編の出版を広告している。本物と海賊版の広告が同日、同一新聞紙上に掲載されるという珍妙な景色になった。資料2と比較するために、文面を再度引用する。

洋装官場現形記每編一元 / 是書每

資料 3 『中外日報』1904.11.5

洋装官場現形記每編一元

是書每編一元 大墨色精印 張堅厚刷印 清楚堅訂 精緻以供 喜讀是書者 置放書案 壯觀瞻每編一元 各書莊均有代售 以便就近 購閱批發另議 欲批者祈與本社 經理人席粹甫接洽可也 存貨無多 幸勿失之交臂

○知悉社主人 躬本氏啓

朱世清室白

資料 4 『中外日報』1904.11.13

官場現形記三編出版

此書價值久為海內外所共鑒 三號大字排印 每編六本 價洋一元 初二三編共售三元 茲批另議 總售處 大馬路 德里繁華報館代售 處 商務印書館 文明廣智鏡今 江左開明啓文各書局新聞中外各報館北京有正書局蘇州九華堂書經存案翻刻 必究前朝日洋行出售翻刻本蒙日本領事諭令停賣并函請會審分府黃司馬將托銷之席粹甫傳案嚴訊并附聞

h 編洋装一大本墨色精良紙張堅厚
刷印清楚装訂精緻以供喜読是書者
置放書案益壯觀瞻每編售洋一元各
書莊均有代售以便就近購閱批發另
議欲批者祈与本社經理人席粹甫接
洽可也存貨無多幸勿失之交臂

知新社主人弼本氏啓

資料2の知新社広告から約一ヵ月後の
掲載だ。以前と異なる箇所が2ヵ所ある。

日本の金港堂、日商朝日洋行を引っこ
めたこと。「」に以前は「日商朝
日洋行」が記入されていた。もうひとつ
は、支配人席粹甫と「知新社主人弼本
氏」が登場したことだ。前述したように
「弼本氏」は日本人だと主張しても、そ
のような姓名は存在しないだろう。以上
の変化をひとことでいえば、日本色を一
掃したことになる。

なぜ日本色が消失したか。

資料2で知新社の住所が明らかになっ
た。これと関係すると思われる。洋装本
には記載のなかった発行元が判明したの
だから、世界繁華報館関係者が手を打っ
たと考えられる。日本を看板にしている
から日本の領事が出てくるのも当然だ。
手順からいえば、李伯元が訴えて中国側
から日本領事館に連絡がいく。日本領事
館は、日本人関係者を追究する。詳細は
不明ながら、日本側の動きがあって知新
社の広告から「日本」が消えたと考える。

資料2と資料3の知新社広告があるか
らこそ、bで見た世界繁華報館広告の意
味がわかる。

資料4：世界繁華報館広告『中外日報』
1904.11.13

b（『新聞報』1904.11.8）とほぼ同じ。
同じ箇所を引用する。

「……書経存案翻刻必究前有朝日洋行
出售翻刻本蒙日本領事諭令停売並函請會
審分府黃司馬將托銷之席粹甫伝案嚴訊並
以附聞」

朝日洋行が海賊版を売り出した。ここ
までは、いい。知新社自身がそう広告し
たからだ。

問題は、つぎの部分になる。「日本領
事に販売停止処分にしてもらい」という
表現の裏には、隠れた事実がある。すな
わち、日本の朝日洋行だと思うから日本
領事の奇妙な行動に見える。しかし、実
体が日本人を装った、つまり日本人にな
りすました中国人だと判明すれば、日本
領事が中国側に向かって販売停止処分を
要求するのは当然の行為だ。海賊版を制
作販売したのは日本人ではないからであ
る。その犯人は中国人の席粹甫だった。
日本人の名誉を守るために日本領事が出
てきた。

席粹甫は、この時点でまだ逮捕されて
いない。自由の身だから、資料3と同じ
広告を『中外日報』1904年11月18日付、
および同月21日に再びみたび連続して
掲載する。これを見ると、席粹甫は確信
犯であることがわかる。逮捕されないの
だから世界繁華報館としても手の出しよ
うがない。資料4と同じ文面の広告をく
り返し出すことしか対抗する方法がない
のである。

ようやくのこと知新社支配人の席粹甫

が逮捕され処分が下された。それを待つて、世界繁華報館は大々的な広告を掲載した。

資料5：世界繁華報館広告『時報』1904.11.22

dと同じ。写真を掲げる。まったく同じ広告が、翌日の『時報』1904.11.23付にも掲載されていることを指摘しておく。

資料6：世界繁華報館広告『中外日報』1904.11.22

eと同じ。写真を掲げる。

「特別告白」は特別広告である。それも処分が決定した直後に広告が打たれている。世界繁華報館の関係者は、広告原稿をあらかじめ準備していたと思われる。

何度も同じことをいうようだが、奇妙なのは、この広告には日本が出てこない。

知新社の洋装本そのものには「日本」を強調していたではないか。広告にも日商朝日洋行だ、東京金港堂だと前面に出てくるのは日本だった。それがどこかに消えている。

それが意味していることはひとつしかない。つまり、日本人はもともと存在していなかった。存在しない日本の朝日洋行であるならば、海賊版を日本から輸入して席粹甫に委託販売させたという構造そのものが成立しない。

海賊版を出すには偽名を使用するに決まっている。ゆえに、名義上の責任者である知新社主人弼本氏は架空の存在だろう。ただし、実際に注文を受ける中国人

資料5 『時報』1904.11.22

世界繁華報館特別告白
 案即蒙出票拘提昨早解訊奉
 會審憲判席粹甫抗傳柳三天
 現翻刻官場現形記者看看
 公堂傳訊抗不到
 特此布告各宜號幸
 勿誤售受累是盼

資料6 『中外日報』1904.11.22

翻刻官場現形記者看看
 出管翻刻官場現形記者看看
 即蒙出票拘提昨早由捕房解訊當奉
 會審憲判席粹甫
 抗傳柳三天特此布告各宜號幸勿誤售受累是盼
 世界繁華報館告白
 上海英租界十字會同人啓

は必要だ。それが、席粹甫である。本名であるかどうかは問題ではない。

日本を強調するのは、中国人が海賊版を作っているからだ。日本は隠れ蓑にすぎない。洋装本そのものに、出版社と印刷所の住所も明記しない。年号は「明治」ではなく「光緒」を使用する。せめて明治と光緒を併記すれば、それらしい雰囲気も出たかもしれない。そこまで頭が回らなかったと見える。それらのいずれもが中国上海で印刷、出版していることを示唆している。

有能な中国の官憲が、支配人席粹甫だけを逮捕して主人弼本氏を見逃すわけがない。日本人が関与しているのであれば日本の上海領事が途中で蒸発するはずもない。つまり、すべてが席粹甫の自作自演であることを指し示している。席粹甫が日本をかたって知新社本『官場現形記』を刊行し販売した。新聞広告から以上のように理解できる。

以上で調査が終了したわけではない。

つぎに、上海の新聞はこの「官場現形記」裁判をどのように報道したかを見る。

新聞報道 日本人を装った中国人

広告に出てくることならば、報道記事があるはずだ。そう考えて探すと『中外日報』、『同文滬報』、『時報』に以下のとおり3件のニュース記事が見つかった。それぞれ原文を示す。すべて、光緒三十年十月十六日付である。

資料7：『中外日報』1904.11.22
「本埠新聞・英租界」

資料7 『中外日報』1904.11.22

ノ刺し逆交才部不知伊來求鑄言愚半抄物空親
抗傳枷示○繁華報館李伯元。控席粹甫冒日本人名。翻印官
場現形記。奉傳三次。席抗不到案請究。司馬判席枷示三天。以
爲抗傳者戒。

資料8 『同文滬報』1904.11.22

管手
抗傳枷示 ○繁華報館前控席粹甫冒日本人名翻印官場
現形記一案曾由黃司馬飭差傳訊乃被告屢傳不到司馬即飭
差協探往提昨晨到案司馬以席貌視公堂抗傳不到大怒判先
枷示三天期滿再行訊究
編次案訊 ○劉善夫因騙郭仁甫押租銀洋措置同芳居盤抵

「抗伝枷示 繁華報館李伯元。控席粹甫冒日本人名。翻印官場現形記。奉伝三次。席抗不到案請究。司馬判席枷示三天。以為抗伝者戒」

世界繁華報館の李伯元だと明記してあるのが珍しい。李伯元が、積極的に海賊版対策をとっていることがわかる。ここは重要な箇所なのだ。他の海賊版について考えるときに重要な手がかりをあたえてくれる。

席粹甫が日本人を装って海賊版を作成した、と李伯元が告訴した。法廷への召喚を3度行なったが拒否して出廷しない。それで裁判官は席を首かせにして見せしめ三日の刑に処した。

広告とほぼ同じ内容だ。ただし、「日本人の名前を騙って」という箇所が問題

刊之亦須注意

英 界

○翻刻書者枷號示衆 翻刻官場

現形記之席粹甫前奉公堂傳訊乃竟抗不到案而又明目張膽登報出賣實屬藐視已極嗣經黃司馬出票拘提昨日早堂由捕房解請訊懲奉堂判先行枷號三天以為抗傳者戒至其翻刻存案書籍以及日本領事函請追究假冒東洋人各節真行訊究

按小説為改良社會之佳書東西各國碩儒鉅子往往以科學之理想作遊戲之文章振聵發聾厥功不續故著者每一書出嘗獲政府許以專印版權在各國有犯翻印書籍之律者科罰極重中國書賈貪利翻印他人書籍之事屢見迭出罰中律懲此事也亦不蓋嚴一經告發僅予以薄懲或罰款若干了事乃此次黃司馬獨能嚴行懲辦其影響所及于出版新書之前途為何如乎

○公堂案 王開福掩入律師侯魯

資料9 『時報』1904.11.22

をより鮮明に説明している。

資料8 : 『同文滬報』1904.11.22
「本埠新聞・英租界」

「抗伝枷示 繁華報館前控席粹甫冒日本人之名翻印官場現形記一案曾由黃司馬飭差伝訊乃被告屢伝不到司馬即飭差協探往提昨晨到案司馬以席藐視公堂抗伝不到大怒判先枷示三天期滿再行訊究」

こちら『中外日報』とほぼ同じ内容であることがわかる。席粹甫が日本人の名前をかたった。書き方が同じだから判決文にそう明記してあると思われる。最後部分に今後の方針がつけくわわっている。処罰が終ったあとに再度尋問と取り調べを行なうとある。

以上の2件は、新聞広告とあわせ読んでほぼ全体の経過を理解することができるだろう。

興味深いのは、つぎの同日付『時報』

に掲載された報道記事なのだ。さらに詳しい説明があるとともに解説までついている。注目してほしい。

資料9 : 『時報』1904.11.22「本埠新聞・英界」

翻刻書者枷号示衆 翻刻官場現形記之席粹甫前奉公堂伝訊乃竟抗不到案而又明目張胆登報出賣實屬藐視已極嗣經黃司馬出票拘提昨日早堂由捕房解請訊懲奉堂判先行枷号三天以為抗伝者戒至其翻刻存案書籍以及日本領事函請追究假冒東洋人各節真行訊究

按小説為改良社会之佳書東西各國碩儒鉅子往往以科学之理想作遊戲之文章振聵發聾厥功不續故著者每一書出嘗獲政府許以專印版權在各國有犯翻印書籍之律者

科罰極重中国書賈貪利翻印他人書籍之事層見迭出而中律懲此事也亦不甚嚴一經告發僅予以薄懲或罰款若干了事乃此次黃司馬独能嚴行懲辦其影響所及於出版新書之前途為何如乎

『官場現形記』海賊版をつくった席粹甫が、召喚されたにもかかわらず拒否した。そればかりか大胆にも新聞に広告をのせて販売している。裁判所軽視もきわまった。黄裁判官の命令により拘束し首かせ三日の刑に処し召喚を拒否する者への戒めとした。

以上は、従来の報道と同じだ。召喚を拒否したのは、今でいえば法廷侮辱罪にあたる。その次の記述が新しい。

海賊版書籍に関して、および日本人だと偽ったことについて追究するようにと日本領事が書面で要求したことそれぞれは尋問と取調を実行する。

日本領事が要求したのは、中国人が日本人になりすまして海賊版を制作販売した事情を明確にしろということだ。日本人の名誉にかかわることだからゆるがせにできない。そう判断したものとわかる。

新聞広告に途中から日本人が消失する理由が、これではっきりする。席粹甫は、日本人を隠れ蓑にして海賊版を制作販売したが、それが露見してしまった。日本領事からの圧力もあったのではないかと。席粹甫にしてみれば、日本および日本人が隠れ蓑の役に立たなくなった。というよりも、日本人を前面に出して罪を逃れ

るつもりが、裏目にでた。かえって追究の手がきびしくなったということだ。

後半の解説において、この海賊版裁判について総括を行なっている。

小説は社会を改良するものだ。これが前提となる。世界各国では、版權の重要性を認めて海賊版を取り締まって刑罰が極めて重い。ところが、中国の書籍商は利益を貪って他人の書籍を翻印(海賊版を作る)しても刑罰は軽いし罰金若干でおわる。このたびの黄裁判官は独自に処罰を行なうことができた。新しい書籍を出版する将来にそれがいかなる影響をおよぼすか、云々。

海賊版が横行する原因について、罰則の軽さを中国人自身が指摘しているのが重要だ。

従来は、海賊版の制作販売についての処罰が軽いという事実があった。それを席粹甫は熟知していたからこそ裁判所からの召喚を無視したと考えられる。裁判所の權威を傷つけられたと怒った黄裁判官が、席粹甫を三日間首かせのうえ公衆にさらすという処分にした。当時の中国人から見れば厳罰に処したということになる。

知新社本『官場現形記』裁判は、最初は日本人が関係していると考えられたからその方向で調査が行なわれたのだろう。途中で日本人が存在しないことが判明した。だから、結局は、中国の法廷で中国人が裁かれることになった。

中国人が、同胞の著作の海賊版を作成して販売したというのが事実である。席粹甫にしてみれば、頭を働かせて日本を

利用したつもりだった。だが、それは逆効果となる。日本領事の出馬をうながし、かえって処罰を重くする結果になったからである。 罇

【注】

- 1) 大塚秀高「イカロスの翼 再び『官場現形記』の海賊版をめぐって」『中国古典小説研究』第7号2002.3.31。59頁
- 2) 樽本「『繡像小説』研究の現在」『清末小説から』第89号2008.4.1
- 3) 陳大康「歴史上の小説盗版案」をウェブ上で読むことができる。海賊版『官場現形記』について劉穎慧論文と一部が重なる。なお、私が見たウェブ上の陳大康論文は『文匯報』2007.2.27と表示があるが、別の掲載では2006.10.10あるいは11.24の日付だったりする。『文匯報』の原物で私は確認していない。
- 4) 樽本「『官場現形記』の版本をめぐって」『清末小説叢考』汲古書院2003.7。192-195頁
- 5) 阿英「晚清小説目」(『晚清戯曲小説目』上海文藝聯合出版社1954.8 / 増補版 上海・古典文学出版社1957.9、北京・中華書局1959.5。81頁)に次のようにある。「又光緒三十年(一九〇四)翻本。托日本知新社版, 吉田太郎著」。それ以上の記述はない。魏紹昌編『李伯元研究資料』(上海古籍出版社1980.12。72頁)は、次のように説明する。「較早的翻印本有粵東書局石印本和仮託吉田太郎著的日本知新社刊本, 此兩種書的全帙, 刊印日期均署光緒三十年(一九〇四), 即世界繁華報館初編十二回刊行的次年, 其時全書尚未出齊, 此日期恐不確, 實際出書当在一九〇五年之後」。その発行は1904年ではなく1905年だろうと推測している。誤解である。阿英の目録にあるのを見て、魏紹昌は勝手に60回本だと考えたらしい。1904年に『官場現形記』は出そろってはいない。ゆえに、1905年以後に発行された、と推測した。だが、事實は、知新社本は12回の1冊本である。1904年に刊行されているのは矛盾でもなんでもない。魏紹昌は、知新社本を見ておらず誤った判断を下したとわかる。
- 6) 周林、李明山主編『中国版權史研究文献』北京・中国方正出版社1999.11。劉哲民編『近現代出版新聞法規彙編』上海・学林出版社1992.12。関連文献: 殷莉『清末民初新聞出版立法研究』北京・新華出版社2007.3。李雨峰『槍口下的法律: 中国版權史研究』北京・知識産権出版社2006.8。中村元哉「海賊版書籍からみた近現代中国の出版政策とメディア界」『アジア研究』第52巻第4号2006.10電字版
- 7) 李明山主編『中国近代版權史』(開封・河南大学出版社2003.5)の「第7章 清末民初的涉外版權糾紛」において、具体例があげられている。日本人斎藤秀三郎『正則英文教科

書』、商務印書館『欧洲通史』などに関する裁判だ。また、私が気づいたものに、美華書館がアメリカ領事館を通して海賊版を訴え、関炯之司馬が担当した新聞記事がある。『中外日報』1906.1.2付ニュース「伝訊翻印書籍」、同紙1906.1.6付ニュース「会訊翻印書籍」。

- 8) 「洋涇浜設官会審章程」(1869年発効)。徐公肅、丘瑾璋「上海公共租界制度」『上海公共租界史稿』上海人民出版社1980.7。163-164頁
- 9) この一覧表に見なれた会社があげられている。本稿とは関係がないが、すこしだけ触れておきたい。397頁に「商務印書館股份有限公司(後歸華商) / 印刷業(中日合資) / 1903 / 1913」とある。商務印書館にほかならない。1903年に開業して1913年に終業したという表示だ。1903年に金港堂と合併し、1914年に解消した。解消契約が成立するのが1914年1月だから、実質は1913年の終業で間違いではない。おもしろいと私が思うのは、商務印書館を日本商に組み入れているからだ。このような扱いをした中国の文献を見たことがない。だが、日本資本との合併会社だから、これで半分は正しいのである。

晚清小説作者扫描(拾伍)

武 禧

(零七零)

雨尘子

小説創作:《洪水禍》

雨尘子:周達(1878-?)湖南湘潭人。名崇業、宏業,字伯勛。笔名中国雨尘子、雨尘子。曾进长沙时务学堂学习,倾向改良。戊戌变法失败后流亡日本,入大同学校学习。1900年入日本早稻田大学攻读政治学,与章太炎、冯自由等交往,倾向反清革命。翻译政治小说《经国美谈》。1902年编辑《万国宪法志》、《宪法精义和英国宪法论》宣传资本主义的政治体制。与章太炎等发起支那亡国纪念会,与秦毓鎰、陈独秀、苏曼殊等组织青年会,先后参加兴中会、自立会。1911年后,担任财政部赋税司司长、曾代理财政次长。在《新小说》发表政治小说《洪水祸》。与罗普合译有《新道德论》。在《新民丛报》发表《近世欧人之三大主义》《论世界经济竞争之大势》《经济竞争论》《论中国币制之本位》等文章,对当时以至后世的经济研究者都有一定影响。

(零七一)

岭南羽衣女士

小说创作：《东欧女豪杰》

岭南羽衣女士：罗普（？-1939年在世）广东顺德人。名孝高（本高？考高？）。号披发生，亦署岭南披发生。笔名羽衣女士、岭南羽衣女士。早年就读于广州万木草堂，为康有为弟子，与梁启超友善。冯自由列其为“康门十三太保”之一。1898年留学日本早稻田专门学校，易西服而日常长髮披肩，似有辨而无辨之型，故号。曾参加梁启超在日本主办的《清议报》《新民丛报》和《新小说》的编辑工作。回国后担任过《时报》主编。1913年在梁启超担任财政部长时，曾经在广东担任实业司司长。著作有小说《东欧女豪杰》，续译《十五小豪杰》。与梁启超合作翻译日本柴四郎的《佳人奇遇》。翻译有《日本维新三十年史》。

(零七二)

梁启超

小说创作：《新中国未来记》

梁启超（1873-1928）：广东新会人。字卓如、卓儒。号任公。署中国之新民、中国少年、少年中国之少年、哀食客、饮冰、饮冰子等数十个。1888年入广州学海堂学习。1890年中举、是年拜康有为为师。1895年进京会试，随康有为发起“公车上书”主张变法，参加强学会。1896年任《时务报》主笔，宣传维新思想。1897年进京办北京师范大学堂译书局。戊戌政变后逃往日本，主编《清议报》《新民丛报》等，宣传保皇立宪。1903年游历美洲转向保守，坚持君主立宪，反

对革命。1912年回国曾任司法总长、财政总长等。1918年出游欧洲。1920年后回国，任清华大学研究院导师，注重研究传统中国文化。梁启超的成就广泛，著作甚丰。有《饮冰室合集》《饮冰室全集》等。后又有《梁启超全集》出版。但“全集不全，全集难全”，因此目前很难见梁启超著作全部录入的“全集”问世。在小说的问题上梁启超有特殊的贡献：1、他著有《译印政治小说序》（1898年）《论小说与群治的关系》（1898年）《告小说家》（1915年）等，从理论上阐述了小说的功能，为“小说界革命”开辟了道路。2、创办了《新小说》杂志，并由此派生出了中国近代大量小说杂志的诞生，为新小说的大量出现搭建了舞台。3、撰写发表小说《新中国未来记》，其内容与体裁前所没有，突破了旧小说的局限，被研究者称为新小说的开山之作。就小说而言，梁启超除创作有《中国未来记》外，翻译有《女豪杰》《俄皇室之人鬼》《世界末日记》《十五小豪杰》《佳人奇遇记》《松阴文钞》。录有《越南亡国史》《越南复灭记》《越棠亡国史》等。编辑有《小说传奇五种》《小说零简》等。

(零七三)

郑哲

小说创作：《瑞士建国志》

郑哲（1880-1906）：郑贯公：广东香山人。原名郑道，字贯一，后改贯公，号自立，笔名仍旧。出版《瑞士建国记》署名郑哲。幼读私塾“颖悟好学，过目成诵，有神童之目”。1896年，辍学东渡日本，任佣工。关心时局，常读《时务报》、《知

新报》，因结识梁启超、徐勤等人。入横浜大同学校，以“中国之摩西”自居。此时又结识了蔡锷、唐才常、秦力山、林述唐等人并与当时寓居日本的孙中山也有来往。郑贯公崇拜梁启超，1900年7月曾任《清议报》助理编辑。郑贯公号自立、冯自由号自由和冯斯栾号自强，故世人称之为“三自”。1900年11月三人创办半月刊《开智录》批判改良主义，鼓吹革命，郑被逐被逐出《清议报》。《开智录》是第一个由中国留学生创办的政治性刊物，也是郑贯公创办的第一个以鼓吹革命为主旨的报刊，同时也是中国最早的地方刊物。后三人又组织了“广东独立协会”，提出“广东独立，脱离清廷”的宣言。孙中山对此极力赞扬，广东独立协会得以和兴中会合作共事。郑贯公因而入兴中会，并且通过孙中山的介绍，从日本回到香港，任《中国日报》的记者，并担任该报旬刊的主编。1903年底因与《中国日报》主编陈少白意见相左，辞去了该报职务。在香港创办了《世界公益报》、《广东日报》和《有所谓报》，并担任它们的总编辑。《广东日报》办有文艺副刊《无所谓》自称“陈言尽扫，宣传革命之军；妙想自由，雅尚娱情之作”。《有所谓报》融雅俗于一炉、集阳春白雪和下里巴人于一堂，是独具特色的时事性报纸。1906年夏天，郑贯公夫人突然患了恶疫。自此，郑贯公昼夜服侍在枕侧，衣带渐宽。后夫人病体痊愈，他自己反而因为照顾夫人染上了疫症不治，在香港去世。郑哲以办报为其实实现理想的主要手段，提出了十项如何办好报纸的建议：1、报律不能不先认定也、2、调查不能不周密也，3、翻译不能不

多聘也，4、讴歌戏本不能不多撰也，5、文字不能不浅白也，6、门类不能不清楚也，7、报费不可不从廉也，8、校对不可不小心也，9、告白不可不选择也，10、图画不可不多刊也。1902年以郑哲为笔名创作的小说《瑞士建国志》是我国最早系统反映维霖·惕露等瑞士志士事迹的小说作品，比马君武所作的翻译介绍要早20余年。《瑞士建国志》可当之无愧地成为用外国事迹进行反清革命宣传的开创性作品之一。 罍

中国近代文学研究『留得』第20期と第21期(2008.2、2008.3)が刊行されました。両期とも「劉鶚集特集」です。

『清末小説から』第89号 2008.4.1
『繡像小説』研究の現在 樽本照雄
November Joeの中国語訳(上)
..... 渡辺浩司
晩清小説作者掃描(拾肆) 武 禧
「林訳小説叢書」の作品数 沢本香子

『清末小説から』第88号 2008.1.1
最初の漢訳「ドン・キホーテ」
..... 樽本照雄
《哲理小説 哲學之禍》の原作
..... 渡辺浩司
近代小説家張毅漢生平續考 郭 浩帆
網羅精英 任人唯才 張 英
狄平子小説資料一則 武 禧
晩清小説作者掃描(拾參) 武 禧
蔡元培を中傷した北京大学元教員
..... 樽本照雄

November Joeの中国語訳(下)

渡辺浩司

1

《小説大観》第一集(発行所: 文明書局・中華書局, 1915年8月1日初版/11月1日再版)に《偵探小説 石油礦之報告書》が掲載された。書名の下には、単に“毅漢”とだけ書かれており、一見、創作のように見える。『新編増補清末民初小説目録』(樽本照雄編, 齊魯書社, 2002年4月)も創作と見なしている(645頁左s0812)。

しかし、実はこの作品も翻訳なのである。原作は、H. Hesketh Prichard 『November Joe: The Detective of the Woods』(Hodder and Stoughton, 1913年未見, Houghton Mifflin Co., 1913年未見, 本稿では、Greenhill Books, 1985年を使用した*¹)に収められた作品の一つ、第十章の「The Mystery of Fletcher Buckman」(雑誌初出? 『Pearson's Magazine』1912年11月未見)である。

原作者と作品については、前稿「November Joeの中国語訳(上)」(以下、「上」と略称する、『清末小説から』第89号, 2008年4月1日掲載)を参照していただきたい。

訳者の毅漢は、張毅漢のことで、郭浩帆「張毅漢 - 一位被遺忘的小説家」(『清末小説』第26号, 2003年12月1日)によると、原籍は広東新会、1895年生まれ、1950年没、13歳から小説を発表し始め、共作も含めて約130作の作品を残した。その大部分は翻訳小説という。《小説大観》誌上では、第八集(1916.12)に《賊習慣》(Robert Barr 『The Triumphs of Eugene Valmont』(1906)中の「3. The Clue of the Silver Spoons」(雑誌初出? 『The Saturday Evening Post』1904.8.27)の訳)を発表している。

2

まず「The Mystery of Fletcher Buckman」のあらすじを紹介する。

私(Quaritch)とNovember Joeはケベックに帰る列車(寝台車)に乗っており、深夜に女性の悲鳴が聞こえてきた。車掌のSteveはJoeを連れて現場の車両に行こうとし、Joeは私に声をかけていっしょに行った。

その車両はBuckman夫妻のprivate carで、夫人が気絶し、Fletcherが首をつっていた。まず夫人を運び出し、Joeは車掌から経緯を聞きながら、現場調査にかかった。自分のベルトで首をつり、タイプライターに遺書めいた言葉が残されていたことから、車掌は自殺を主張するが、Joeは首の跡から殺人と確信する。回復した夫人から被害者について細かく聞き出し、Tiger Lily Oilfieldを買収するかどうかを委ねられてその実地調査の帰りであったことやその晩Knowlesという男

と口論になったことなどを知る。車両を更に詳しく調べるJoeの所へ、車掌はKnowlesを連れて来る。JoeはKnowlesの指とマッチから、彼は犯人ではないと判断し、犯人像と犯行の経緯を具体的に述べる。

Seven Springs駅でJoeと私は下車し、警官Polloksと共に別の汽車で、走行途中にスピードを落とすShimpany Lake付近まで戻る。線路脇に犯人が飛び下りた跡を見つけ、その跡を追うが見失う。しかし、Joeはそこから一番近い郵便局の場所を警官に尋ね、三人で再び汽車に乗り、Silent Waterに向かう。郵便局到着後、Joeは局長に右腕を三角巾でつけた男を見なかったかと尋ねる。見なかったと言われて、Joeは付近の郵便局に警官を配置するようPolloksに命じる。彼が電話をかけようとした所、右腕をつけた男が入ってきたので、JoeとPolloksが逮捕する。

車上の人となった所で、Joeは私に謎解きを語る。最後に、Joeは、犯人が出そうとしたGiant Oil Companyへの報告書を郵送したと言い、その封筒は開けなかったが、犯人が持っていた電報の文句を見たので、私にTiger Lily株を買うよう頼み、儲かったら、アフリカヘライオン狩りに行こうと提案する。

「(上)」同様に地名がわからず、また、事件現場が列車車両ということで、The Detective of the Woodsの特徴があまり出ていないが、終始冷静なJoeの働きが楽しめる作品である。

3

中国語訳について述べる。

「(上)」の《十萬圓》とは訳者が異なるので、訳語も違っている。主な固有名詞の対照表を以下に掲げる。

原文	中国語訳
November Joe	諾威勃 (Joeに当たる字は無)
Fletcher Buckman (Fletcher ~とも表記)	弗萊却 北門
Steve	施台夫
Knowles	奴爾
Polloks	播洛
Giant Oil Company	佳恩 石油 公司
Tiger Lily	虎 連
Shimpany Lake	希配尼 湖

なお、事件を記述する私 = Quaritchの名は、中国語訳には現れない。

内容については、《十萬圓》と同様、省略が多く、改訳(或は誤訳)も見られる。物語に大きく関わる部分のみ指摘しておく。

JoeがBuckman夫人から聞き取りをした後、更に詳しく現場を調べる場面である。原文*2と中国語訳を示す。原文の日本語訳は、『ノヴェンバー・ジョーの事件簿』(ヘスキス・プリチャード著,安岡恵子訳,論創社,2007年11月25日)を使用した。

‘ A carpet's mighty poor for tracking. Now, if this had happened in the woods, why, I'd be able to say more than that he ’(197頁)

(「絨毯の上ではなかなか足跡をたどれません。これが森で起きた事件ならば、犯人のことがもっとわかるでしょうけど」)(234頁)

“此地氈亦大足爲吾助。若此事出於森林之中。則更難矣。”(6頁,句点は原文のまま、引用符等は補った)

(「この絨毯のおかげで私も大いに助かります。もしこれが森林の中で起きていたら、より困難だったでしょう。」)

November Joeの特徴を知っていれば、誤りようのない個所だと思うのだが、全く反対に訳してしまっている。

続いて、Buckmanと口論をしていたKnowlesが車掌に連れて来られた時、私(Quaritch)が印象を述べる所である。原文と中国語訳を示す。

At first sight I mistrusted him, and every moment I spent in his company I liked him and his shifty, vindictive face worse. (197-198頁)

(一目見たときからこの男がうさんくさく思われ、わたしは一緒にいればいるほどこの男そのものに、そして彼の狡猾で執念深い顔つきに嫌気がさしていった。)(235頁)

吾一見即疑之。及聞其語。則又深喜此人之爽直而能應變。(6頁)

(私は一目見て疑わしいと思ったが、話を聞くと、この男が率直で物事にうまく対処できることから大いに気に入っ

た。)

省略は特に最後の部分に多い。原作ではJoeが推理の根拠を述べる場面で、犯人が若者で、かなりの教育を受けた者で、鉄道路線に通じた者だとどのように推理したのかを説明している。しかし、中国語訳では犯人が若者だと推理した根拠を説明するだけである。

更に、犯人が右腕を三角巾でつっているとどのように推理したのかを説明する部分では誤り(或は改訳)も見られる。原文と中国語訳を示す。

‘ But how could you guess this fellow had his arm in a sling?’

‘ You mind that cut sapling near where he tumbled off the cars? He hadn't took away two foot of it. What did he want a bit of spruce that length for? It wouldn't be to help him walk, or I'd 'a' guessed a sprained ankle. I fancied it might be for a splint. He wouldn't fall soft off the cars, you bet.’

‘ But you said it was his right arm?’

‘ Look at the way he hacked the spruce! The clumsy way a man would with his left hand. That meant he'd damaged his right.’ (207頁)

(「それにしても、どうして犯人が腕を三角巾で吊しているとわかったんだい?」)

「彼が列車からころげ落ちた場所の近くで、若木が切られていたのを憶えていますか? 切られていたのは二フィートもあ

りませんでした。犯人は何のためにそんな長さの唐檜の切れ端を必要としたのでしょうか? 歩くときの杖代わりにもなりませんから、ぼくは犯人は手首をねんざしたのではないかと考えました。つまり、その切れ端を添え木にしたのではないかと。列車から落ちたとき、きっとかなりの衝撃があったはずです」

「でも、ねんざしたのが右手だと考えたのは?」

「唐檜の切り口を見ればわかりますよ。左手を使ったような下手な切り方でした。つまり、犯人は右腕をけがしていたんです」(246-247頁)

余曰：“君又何以知其右手懸於頂下耶。”

諾威勃曰：“是更易明。彼非截去一小松之幹耶。彼所截去者。僅二尺餘。而此二尺餘之松幹。必爲杖以助其行步無疑。然則傷足矣。否否。其足固無傷。其刀痕皆由左而右。用左手截者。凡人極鮮用左手作事者。故可決其爲右手受傷。凡人一手受重傷。則行步均無力。故須藉杖以助之。”

“又何以知其足無傷。”

曰：“於其足印之深淺。與步武之長遠知之。”(10頁)

(私は「君はどのようにして右手を首の下につけていることを知ったんだい?」Novemberは「そのことならもっと簡単ですよ。犯人は小さな松の幹を一本切り取ってなかったのでしょうか? 犯人が切り取ったのはたった二尺でした。この二尺余りの松の幹は杖にして歩く際の補助に

したのに違いありません。ならば足をケガしたのでしょうか? いえいえ、足は全く無傷なのです。その木のナイフの跡はすべて左から右になっており、左手で切ったものです。左手で仕事をする人はほとんどいません。だから右手にケガしたのだと確信したのです。手にひどいケガをしていれば、歩く時も力が入りません。そこで杖を使って補助しなければならなかったのです。」

「どのようにして足が無傷だとわかったんだい?」

「犯人の足跡の深さと歩いた距離からわかりました。」

中国語訳は添え木を杖と考えて、話をややこしくしてしまっている。

そして最後の部分の中国語訳は、Joeが報告書を郵送したことや株で儲かったらアフリカヘライオン狩りに行こうと話す場面が省略され、加筆が見られる。以下に示す。

諾威勃曰：“君能代吾往購二十股否。”

余曰：“可。但此少年殊可憫。身觸法網。乃爲他人作嫁衣裳也。”(10頁)

(Novemberは「私に代わって20株購入してくれませんか?」

私は「いいよ。でもこの若者はとてもかわいそうだね、法を犯すことになって報われなかったんだからね。」)

当然、この私(Quaritch)の台詞は原作にはない。殺人犯にかける言葉ではないように思うのだが、どういう意味の同情

なのだろうか。疑問が残る加筆である。

先ほども述べたが、原作自体が November Joe の The Detective of the Woods としての能力をそれほど発揮させているものではないので仕方がないが、訳の方も上出来とは言えず、なぜこの作品を選んだのかとも思う。

4

“November Joe” の最初の日本語訳は、管見によれば、『ミステリマガジン』1976年3月号(No.239,第21巻第3号,早川書房,1976年3月1日)掲載の山田辰夫訳「(シャーロック・ホームズのライバルたち)ノヴェンバー・ジョー」(「The Seven Lumber-Jacks」の訳)である*3。

《十萬圓》掲載が1915年6月、《石油礦之報告書》掲載が1915年8月であるから、日本語訳に比べると、驚くほど早い中国語訳の登場である。探偵小説の翻訳については、中国の方が日本より進んでいた状況が確かにあったのである。 罫

【注】

- 1) 前稿「(上)」でも述べたが、これは、1936年版の影印のようである。目次に見える「Preface」がなぜか省かれている。また、日本語訳との比較から、初版と字句の異なる部分があるようだ。
- 2) 第十章「The Mystery of Fletcher Buckman」には、「(上)」で引用したような電子テキストが見つからなかったため、初版と字句の異なる

部分はその有無を含めて不明である。

- 3) Prichard の他作品については、非常に早く日本語訳されたものがある。E. and H. Heron 「The Story of the Spaniards, Hammersmith」, 『Pearson's Magazine』1898年1月(Flaxman Low もの)が、墨畝訳「小説妖怪談」 - 「ハムマアスミス」「スパニヤーツ」館」として、『軍事小説 帝國々難之夢 下』(那須野舎訳, 兵事雑誌社, 1899年6月22日)の181-212頁に掲載されている。

余談であるが、この『軍事小説 帝國々難之夢』(上中下 - 上巻本文題は“帝國々難之夢”、中巻本文題は“帝國國難之夢”) (那須野舎訳, 兵事雑誌社, 上-1899.3.29, 中-1899.5.26) は、William Le Queux 『The Great War in England in 1897』(Tower Publishing Company Limited, 1894年7月)の翻案である。これは、従来「ル・キューの最初の紹介」(伊藤秀雄『明治の探偵小説』晶文社, 1986年10月25日の324頁、晶文社版を増補した双葉社版(2002.2.20)では463頁)として知られていた松居松葉訳『虚無黨奇談』(警醒社書店, 1904年9月20日)より5年早い。

【参考文献・ホームページ(HP)】

- 押川曠編「ライヴァル紳士録」(『名探偵読本5 シャーロック・ホームズのライヴァルたち』パシフィカ, 1979.4.6)
- 押川曠編, 押川曠、乾信一郎訳『シャー

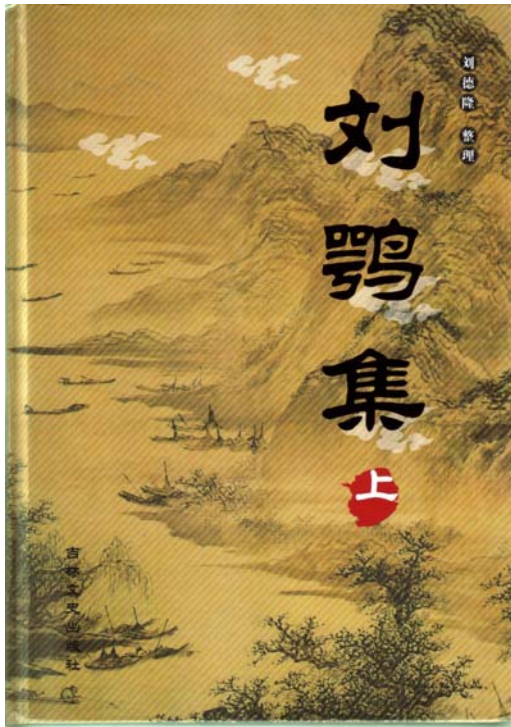
ロック・ホームズのライヴァルたち
』(早川書房,1983.6.30/2000.9.15二刷)

押川曠編, 乾信一郎訳『シャーロック・
ホームズのライヴァルたち 』(早川
書房,1983.10.15/2000.9.15二刷)

William G. Contento 管理 HP 「The
FictionMags Index」
[http://www.philsp.com/homeville/FM
I/0start.htm](http://www.philsp.com/homeville/FM/I/0start.htm) (2008年2月29日確認)

N・M卿管理HP「ミステリー・推理小
説データベース Aga-Search(アガ・サ
ーチ)」

<http://www.aga-search.com/> (2008年2
月29日確認)



劉鶚著、劉德隆整理『劉鶚集』上下冊
長春・吉林文史出版社2007.12(装丁は
2種類がある)

劉鶚全集です。巨冊で上下にわかれます。

上冊は、河工、算学、医薬、文学(老
残遊記、詩など)、批注題跋、稟稿啓事、
日記書信電文を集め、下冊は影印で古
文字与金石、音楽を収録。

劉德隆「後記」「写於《後記》之後」
「付印前的幾句話」あり。

清末小説から

姜 維楓 『近現代偵探小説作家程小青
研究』北京・中国社会科学出版
社 2007.10

陸 偉栄 第2章 早期の洋画 日本
における李叔同の活動 『中国
の近代美術と日本 20世紀
日中関係の一断面』大学教育出版
2007.10.26

周 録祥 (天放楼詩文集)前言 金天
羽著、周録祥校点『天放楼詩文
集』上巻 上海世紀出版股份有
限公司、上海古籍出版社 2007.
11 中国近代文学叢書

熊 月之 (晚清新学書目提要)前言
熊月之主編『晚清新学書目提
要』上海関出版股份有限公司、
上海書店出版社 2007.12

張 国瀛 鄭逸梅先生的蔵書与写作
『蔵書家』第13輯 2008.1

宋 莉華 伝統与現代之間: 從《孽海
花》看晚清小説中的異域書写
『文学遺産』2008年第1期
2008.1.15

『明清小説研究』2007年第4期(総第 86期) 2007発行月日不記
晩清小説出版商の広告營銷 …… 關文文
論清末“譴責小説”受報刊伝媒之影響 …… 周凌雲、温明明
晩清啓蒙者の焦慮性生存 《催醒術》
的叙述学解読 …… 李文情、陳輝
《新編増補清末民初小説目録》匡補 …… 左鵬軍

【清末小説研究会の本】

樽本照雄編

清末小説研究資料叢書11

清末小説研究ガイド2008

B5判 203頁 限定200部 定価：3,150円

本書は、清末小説を研究しようと考えている人のための文献ガイドブックです。
2005年版を改訂しました。

本書の構成には変化はありません。

第1部では、研究論文が成立するための必要条件について説明しています。

論文の必要条件といってもむづかしいことではありません。新しい発見があるかどうか、これだけのことです。しかし、このいうだけは簡単なことを、いざ自分が実行するとなると話は別です。新しい発見にたどりつくまで、なにをやればいいのか。实例をあげながら解説しています。

過去の研究事例を紹介すると、必然的に中国での研究との比較になってしまいました。その結果は、どうなったか。どうぞごらんください。

というように、第1部は、全面的に書き直しております。

論文の必要条件は、清末小説研究に限定されるものではありません。研究論文を書くばあいには共通して存在する問題だということができるでしょう。

第2部に、研究するときに参考になる文献を紹介しています。

事典、文学史、伝記、研究叢書、作品叢書、蔵書目録、総目録、新聞雑誌、翻訳関係、出版関係、筆名録、年表そのほか、役立ちそうな書籍をできるだけ多く収録しました。2005年版よりも約300件増加して全体では約1,300件です。

作品叢書に収録された作家の索引をつくっています。とりあえず作品を読みたいとき、手がかりになるでしょう。また、文献索引によってガイドにかかげた書籍の全体を見渡すことができます。あらたに、文献の編著者索引を作成しました。

清末小説研究会

日本〒520-0806 滋賀県大津市打出浜8-4-202 樽本照雄方